

関西医療学園 利益相反マネジメント規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「本学園」という。）が本学園の利益相反ポリシーを基に健全な産学官連携等の対外的な社会貢献活動（以下「社会貢献活動」という）を推進するため、利益相反を適切にマネジメントする取扱いについて定める。

(相談窓口)

第2条 本学園に利益相反に関する相談、問合せ等の窓口として利益相反委員会を設置する。

2 相談の方法は、面談、手紙、電話、FAX、電子メール等による。

(利益相反委員会の構成)

第3条 利益相反委員会の委員は、学園運営会議構成員をもって構成する。ただし、必要により理事長は本学園の教職員のうちから、委員を任命することができる。

2 委員会には委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、議長となる。

4 委員長は委員会の活動を掌理する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者（学外の有識者等を含む。）の出席を得て、意見あるいは助言を求めることができる。

(教職員等の責務)

第4条 教職員は、利益相反に該当する事例が発生又は発生が予測され、かつ当該事例が本学園の活動に悪影響を与えられるときは、利益相反委員または総務部に当該事例を報告しなければならない。

2 教職員は、利益相反委員会が実施する利益相反に関する調査等に協力するものとする。

(利益相反管理体制)

第5条 前条第1項に規定するとき、又はその他利益相反が発生若しくは発生が予測されるとき、利益相反委員会は本学園利益相反ポリシーに掲げる指針により迅速かつ適切に当該事例について調査および調停等を行わなければならない。

2 前項に定める調査および調停は複数の委員によって行う。また、委員会が必要と判断したときは、利益相反委員以外の教職員、又は外部の専門家に調査または調停等を依頼することができる。

3 利益相反委員は、前項の調査等の結果を審議し、当該事例が管理すべき利益相反であると認めた場合は、直ちに委員長に報告し、委員長は当該事項に関係する教職員（以下「関係者」という）に対して、本学園就業規則の定めるところにより適切な処分もしくは勧告を行うことがある。

4 委員長は、前項に規定する勧告が履行されているか、関係者に経過報告の提出を求めることができる。

5 利益相反委員会は、関係者に対して、調査等のために必要な情報（関係者、その家族、その親族等の株式等資産の所有状況、職歴、現在及び過去の研究内容等）の開示

を求めることができる。

- 6 利益相反委員会は、前項に規定する情報の開示を求めるときは、関係者へ当該情報の利用目的及び管理方法を示すものとする。
- 7 利益相反委員会は、前項の規定により開示された情報は第1項に規定する調査等の目的以外には使用してはならない。
- 8 相談等を受けた利益相反委員は、正当な理由がある場合のほか、相談等の対応の過程で知り得た秘密をほかに漏洩してはならない。
- 9 利益相反委員から、正当な理由により秘密を開示された者も前項と同様とする。
- 10 利益相反委員は、調査・調停等の活動により収集した教職員等関係者の個人情報ほかに漏洩してはならない。また、提供された個人情報をその他の目的に使用してはならない。

(異議の申出)

第6条 関係者は、処分もしくは勧告等に異議があるときは、委員長に異議の申出をすることができる。

- 2 利益相反委員会は、前項の異議の申出がされたときは、速やかに再度調査等を行い、審議するものとする。
- 3 委員長は、前項の審議結果を文書にて当該関係者へ通知するものとする。

(情報公開)

第7条 本学園は、社会に対する説明責任を果たすため及び社会貢献活動を健全に推進するため、管理すべき利益相反の事例の情報を学外に公表することができる。

- 2 本学園は、前項の公表をするときは、関係者の個人情報を保護しなければならない。

(利益相反の周知)

第8条 利益相反委員会は、教職員に対して、利益相反について具体的事例とともにその概念、管理方法等を研修等の手段により周知しなければならない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務部において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成23年12月17日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。